

国保医療年金課からのお知らせ

平成30年度の国民健康保険税

平成30年度の国民健康保険税率は、これまでと変わりありませんが、基礎分の賦課限度額は4万円引き上げられ、58万円となります。

また、低所得者に対する被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減判定基準が改定され、5割軽減及び2割軽減の対象世帯が拡充されます。

詳細は、平成30年度国民健康保険税納税通知書をご確認ください。

国保医療年金課

(☎017-734-5340)
浪岡事務所健康福祉課
(☎0172-62-1153)

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

国民健康保険高齢受給者証をお持ちのかたに、8月から使用する高齢受給者証を世帯主宛てに7月下旬に郵送します。

お知らせ

「後期高齢者医療被保険者証」の更新

後期高齢者医療被保険者証をお持ちのかたで、前年の所得状況により医療費の自己負担割合が変更になるかたに、8月から使用する被保険者証を、7月下旬に郵送します。

※平成29年中の所得状況によって、8月1日から医療

機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。

また、申請により自己負担割合が変更となるかたに「基準収入額適用申請書」を送付していますので、お早目の手続きをお願いします。

期限の切れた受給者証や被保険者証は破棄するか返還してください(郵送可)。

国保医療年金課

(☎017-734-5493)
浪岡事務所健康福祉課
(☎0172-62-1153)

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険に加入しているかたの認定証の有効期限は、7月31日です。8月以降も認定証が必要な場合は、更新の申請をしてください。

また、申請により、現在認定証の交付を受けていない70歳未満のかた・窓口負担が3割の70歳以上のかたのうち要件を満たすかたには認定証が交付されます。詳細は問合せください。

●申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証／高齢受給者証(70歳以上のかた)／印鑑／過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる領収書(市民税非課税世帯のみ)／世帯主及び認定対象者のマイナンバーが確認できるもの

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

現在認定証を交付されているかたで、所得状況等によって引き続き認定されるかたには、8月から使用する新しい

認定証を郵送します。更新手続の必要はありません。

新たに認定証の交付を希望するかたは後期高齢者医療被保険者証と印鑑、マイナンバーが確認できるものを持参の上、手続してください。

国保医療年金課

(☎017-734-5343)
浪岡事務所健康福祉課
(☎0172-62-1153)

特定健康診査を

受診したかたへ

国保医療年金課では、特定健康診査を受診した青森市国民健康保険被保険者で、保健指導が必要と思われるかたへ、左記電話番号からの電話連絡等を行っていますので、ご理解をお願いします。

●電話番号

(☎017-733-0183)
(☎017-734-5343)
国保医療年金課
(☎017-734-5343)

詳細はお問合せください



国保医療年金課 鎌田悠大

石江土地区画整理事業 換地処分完了による住所変更

6月30日から、石江土地区画整理事業区域に住んでいるかたの住所が変更となりました。詳細は、市ホームページをご覧ください。

住所変更に伴う手続は、住所変更となる世帯へ配付した「住所変更等の手続きについて」をご覧ください。

○新町名…石江一丁目～五丁目

○新郵便番号…038-0003

国石江区画整理事務所 (☎017-763-5733)



